

宮古市告示第 7 号

市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 20 年宮古市告示第 110 号。以下「規程」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により、平成 25 年度以降に行われる市営建設関連業務の競争入札等参加資格審査に係る資格基準、市営建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間を次のように定め、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

平成 25 年 1 月 15 日

宮古市長 山本 正徳

1 業種及び業務

建設関連業務の業種は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる業務により、区分するものとする。

業種	業務
測量	地上測量、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント	意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査一般
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎 鋼構造物及びコンクリート 河川、砂防及び海岸 電力土木 道路 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設機械 造園 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 都市計画及び地方計画 港湾及び空港 建設環境 水産土木 電気・電子 交通量解析 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理 調査一般 市場調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関連 不動産鑑定

2 資格基準

（１） 業種は、次の表の左欄に掲げるものについて、それぞれ同表の右欄に掲げる資格基準のとおりとする。

業種	資格基準
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録
建築関係建設コンサルタント	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
補償関係コンサルタントのうち不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定による登録

（２） 業務は、別表の左欄に掲げる業務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ

る資格等を有する技術者が現に在籍し、かつ、当該業務に係る技術者が過去10年間に当該業務に係る実績を有していること。

(3) 市税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 提出期間

西暦の奇数年（以下「名簿作成年」という。）の2月1日から2月末日まで。ただし、規程第4条第2項各号に掲げる事由の生じた者以外の者が名簿の有効期間途中において当該名簿への追加を申請する場合の提出期間は、名簿作成年以外の年の2月1日から2月末日までとする。

別表

有資格技術者一覧表

業務		資格等
測 量	地上測量	測量士
	地図の調整	測量士
	航空測量	測量士
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	意匠	1級建築士、2級建築士、インテリアコーディネーター又はインテリアプランナーのいずれか
	構造	1級建築士、2級建築士、又はJSCA建築構造士のいずれか
	暖冷房	技術士・衛生工学部門(空気調和)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学－空気調和)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	衛生	技術士・衛生工学部門(建築環境)、技術士・総合技術監理部門(衛生工学－建築環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	電気	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子－電気設備)、RCCM(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)、電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
	建築積算	1級建築士、2級建築士又は建築積算資格者のいずれか
	機械設備積算	技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士又は管工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか

	電気設備積算	技術士・電気電子部門(電気設備)、技術士・総合技術監理部門(電気電子ー電気設備)、R C C M(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、設備設計1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)、電気工事士(第1種又は第2種)又は電気工事施工管理技士(1級又は2級)のいずれか
土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(建設ー土質及び基礎)、R C C M(土質及び基礎)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	鋼構造物及びコンクリート	技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート)、技術士・総合技術監理部門(建設ー鋼構造及びコンクリート)、R C C M(鋼構造及びコンクリート)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	河川、砂防及び海岸	技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士・総合技術監理部門(建設ー河川、砂防及び海岸・海洋)、R C C M(河川、砂防及び海岸・海洋)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電力土木	技術士・建設部門(電力土木)、技術士・総合技術監理部門(建設ー電力土木)、R C C M(電力土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	道路	技術士・建設部門(道路)、技術士・総合技術監理部門(建設ー道路)、R C C M(道路)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	トンネル	技術士・建設部門(トンネル)、技術士・総合技術監理部門(建設ートンネル)、R C C M(トンネル)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか

	施工計画、 施工設備及 び積算	技術士・建設部門(施工計画、施工設備及び積算)、技術士・総合技術監理部門(建設－施工計画、施工設備及び積算)、R C C M(施工計画、施工設備及び積算)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設機械	技術士・機械部門(交通・物流機械及び建設機械)、技術士・機械部門(加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、技術士・総合技術監理部門(機械－交通・物流機械及び建設機械)、技術士・総合技術監理部門(機械－加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、R C C M(機械)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	造園	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、R C C M(都市計画及び地域計画又は造園)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は1級造園施工管理技士のいずれか
	鉄道	技術士・建設部門(鉄道)、技術士・総合技術監理部門(建設－鉄道)、R C C M(鉄道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	上水道及び 工業用水道	技術士・上下水道部門(上水道及び工業用水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－上水道及び工業用水道)、R C C M(上水道及び工業用水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	下水道	技術士・上下水道部門(下水道)、技術士・総合技術監理部門(上下水道－下水道)、R C C M(下水道)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか

	農業土木	技術士・農業部門(農業土木)、技術士・総合技術監理部門(農業－農業土木)、R C C M(農業土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者、農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士のいずれか
	森林土木	技術士・森林部門(森林土木)、技術士・総合技術監理部門(森林－森林土木)、R C C M(森林土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は林業技士(森林土木部門)のいずれか
	都市計画及び地方計画	技術士・建設部門(都市及び地方計画)、技術士・総合技術監理部門(建設－都市及び地方計画)、R C C M(都市計画及び地方計画)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	港湾及び空港	技術士・建設部門(港湾及び空港)、技術士・総合技術監理部門(建設－港湾及び空港)、R C C M(港湾及び空港)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	建設環境	技術士・建設部門(建設環境)、技術士・衛生工学部門、技術士・環境部門、技術士・総合技術監理部門(建設－建設環境)技術士・総合技術管理部門(衛生工学部門の選択科目)、技術士・総合技術管理部門(環境部門の選択科目)、R C C M(建設環境)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	水産土木	技術士・水産部門(水産土木)、技術士・総合技術監理部門(水産－水産土木)、R C C M(水産土木)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか
	電気・電子	技術士・電気電子部門、技術士・総合技術監理部門(電気電子の選択科目)、R C C M(電気電子)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者又は高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者のいずれか

地質調査	地質調査	技術士・建設部門(土質及び基礎)、技術士・応用理学部門(地質)、技術士・総合技術監理部門(建設－土質及び基礎)、技術士・総合技術監理部門(応用理学－地質)、R C C M(土質及び基礎)、R C C M(地質)、大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者、高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者又は地質調査技士のいずれか
補償関係コンサルタント	土地調査	補償業務管理士(土地調査)、測量士、土地改良補償業務管理者又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	土地評価	補償業務管理士(土地評価)、不動産鑑定士又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	物件	補償業務管理士(物件)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	機械工作物	補償業務管理士(機械工作物)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	営業・特殊補償	補償業務管理士(営業補償・特殊補償)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	事業損失	補償業務管理士(事業損失)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	補償関連	補償業務管理士(補償関連)又は当該部門補償業務業務経験7年以上の者のいずれか
	不動産鑑定	不動産鑑定士

備考

- 1 「技術士」の括弧内は、二次試験における選択科目である。
- 2 「R C C M」及び「補償業務管理士」の括弧内は、部門である。
- 3 「土木関係建設コンサルタント」における大学又は高等専門学校を卒業後当該業務経験が20年以上の者及び高等学校又は専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者(実務経験者)については、次により申告できる。
 - (1) 1人の技術者につき、1つの業務に限り申告することができる。
 - (2) 技術士及びR C C Mの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の1つの業務について申告することができる。

- 4 次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を有するものとみなす。

技術士・機械部門（流体機械）	技術士・機械部門（流体工学）
技術士・機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	技術士・機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
技術士・機械部門（機械設備）	技術士・機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
技術士・電気・電子部門	技術士・電気電子部門
技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸）	技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
技術士・水道部門	技術士・上下水道部門
技術士・衛生工学部門（廃棄物処理）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（廃棄物管理計画）	技術士・衛生工学部門（廃棄物管理）
技術士・衛生工学部門（空気調和施設）	技術士・衛生工学部門（空気調和）
技術士・衛生工学部門（建築環境施設）	技術士・衛生工学部門（建築環境）
技術士・林業部門（森林土木）	技術士・森林部門（森林土木）
RCCM（河川、砂防及び海岸）	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
RCCM（建設機械）	RCCM（機械）
RCCM（電気・電子）	RCCM（電気電子）